

第1

計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

(1)国の動向

近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育が喫緊の課題となっていることから、食育に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、食育に関する基本的事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に食育基本法が公布され、同年7月に施行されました。

また、食育基本法では食育推進基本計画を作成することと定められており、平成18年3月に平成18年度から22年度までの5年間を対象とする「食育推進基本計画」が決定されました。その後、改定を重ね、令和3年3月には第4次食育推進基本計画が策定されています。



(2)福岡市の動き

本市では、国の策定した食育推進基本計画の内容を踏まえながら、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として「福岡市食育推進計画」を策定しています。平成19年3月の策定以降、平成23年8月と平成28年5月に改定を行い15年にわたり、市民をはじめ、関係機関や団体等の連携のもと食育を推進してきました。

本計画は、これに引き続くもので、持続可能な社会の実現など現下の社会的課題も考慮し、本市の食育に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための基本的な考え方を示しています。



(3)次期計画の策定趣旨

「食」は、私たちが生きていく上で欠かすことのできない大切なものです。しかしながら、家族形態の多様化、経済的環境の変化や経済格差、少子高齢化の進展、食の外部化などの影響により、食を取り巻く環境が大きく変化しており、その結果、食習慣の乱れ、栄養の偏り、食を通じたコミュニケーション機会の減少、食べものを大切にする意識の希薄化など、様々な問題が生じています。また、令和2年に入って急速に広まった新型コロナウイルス感染症の影響やそれを受けて示された「新しい日常」「新しい生活様式」により、食を含めた私たちの生活は大きく変化しました。

一方で、「人生 100 年時代」において益々重視される生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に加え、国や企業が取組を進めている、SDGs（持続可能な開発目標）やウェルビーイングの実現においても、食は、重要な役割を果たすことが期待されています。

本市においては、多くの市民が食に関心を持ち、様々な形で食育に関する取組を進めているものの、関心の度合いが世代等により異なるとともに、健全な食生活の実践までは至っていない人が依然として多いのが現状であり、今後も継続した取組が必要です。

このような状況を踏まえ、市民一人ひとりの幸せ（ウェルビーイング）につながる本市の食育に関する取組を、総合的かつ計画的に進めるため、ここに第4次福岡市食育推進計画を策定しました。



食育とは…

食育基本法において、「食育」は「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけられています。

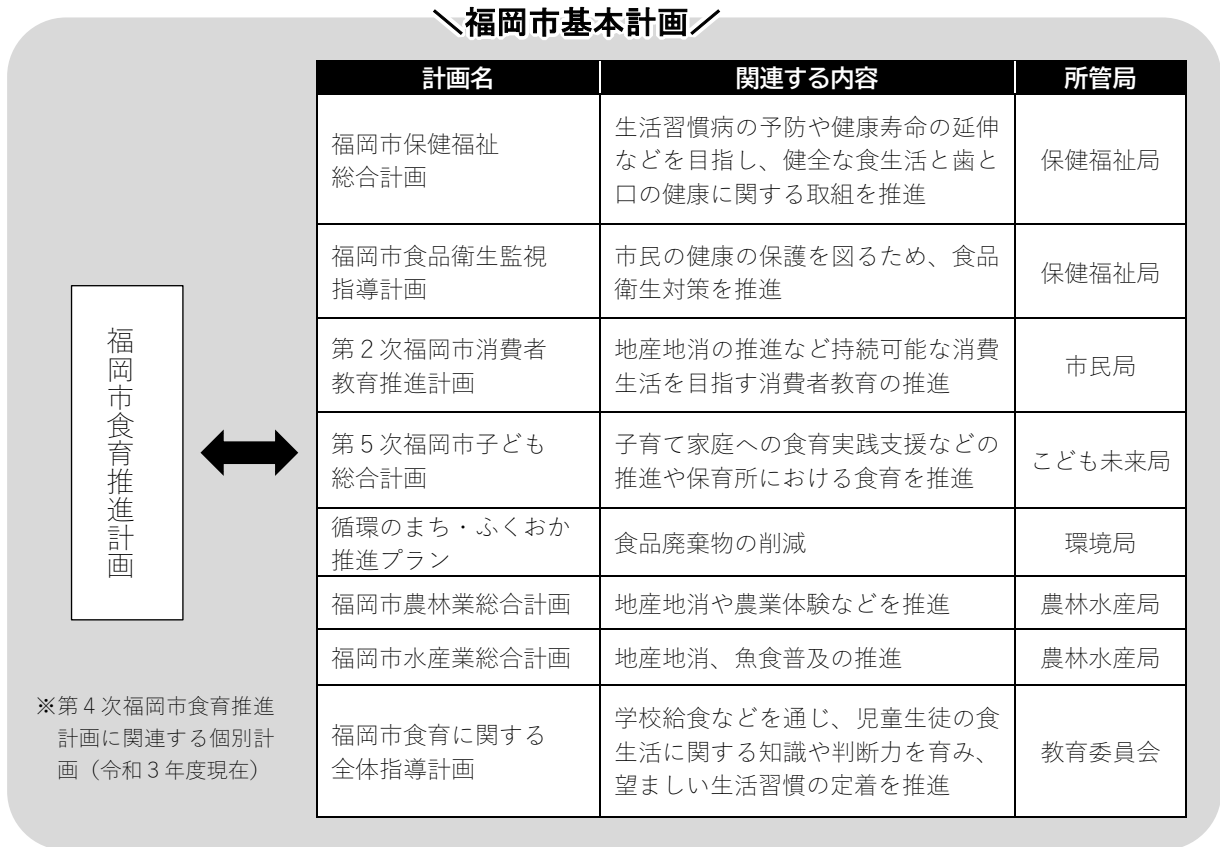
食育は、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と、氾濫する情報に惑わされず自ら「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにより、心身の健康の増進と、豊かな人間形成に役立つもので、あらゆる世代の人々に必要なものです。

また、食育を推進するにあたっては、毎日の食生活が自然の恩恵の上になり立っていることや、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まる機会となることも大切です。



2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として、本市の食育推進に関する基本的な事項を定めるものであり、本市における関連するほかの個別計画と連携を図りながら食育を推進します。



3 計画期間

本計画の期間は令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間とします。

なお、経済社会情勢の変化等によって、計画の期間内であっても必要に応じて見直しを行います。